

令和 7 年

熊野町農業委員会

議事録

第 6 回

熊野町農業委員会

令和7年第6回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年8月20日(水) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	近藤 信二
委員	荒滝 直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	松田 修典
主任主事	末田 絵里子

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は１０名です。熊野町農業委員会会議規則第６条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和７年第６回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第１３条の議事録署名者２名について、こちらから指名します。２番 橋川委員、３番 住川委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第１、議案第１１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１１号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は城之堀地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇方面へ向け３００ｍ程進んだ先を左折し、右手にある田２筆です。譲渡人が〇〇年〇〇月に相続により取得されましたが、現在〇〇歳となり高齢であることを理由に耕作ができず管理が困難となっていたところ、申請地の隣地に居住する親族である譲受人が耕作を希望したため所有権移転をされることになりました。譲受人は現在、農地を所有していませんが、過去に農業経験があり農機具の保有も自家消費を目的とする耕作には十分ですので、特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。
近藤委員	事務局と８月１８日に現地を確認してきました。申請地の現状は草が腰から肩丈まで伸び、耕作を開始するには少し手間がかかりそうな状況でしたが、機材があれば耕作が再開できるものと思われました。権利移転後は譲受人が田として米を作られる予定です。隣接する農地が休耕状態のため防虫対策が必要かと考えられますが、譲受人は農業経験もあるということですので支障はないと思われます。耕作者の不在により荒廃化する可能性がある中で、居宅の隣地は耕作するのに都合もよく意欲がある方に管理いただけることは、農地としての適正な管理につながると思われることから、許可しても問題ないものと考えております。以上です。

議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第１、議案第１１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第１１号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第２、議案第１２号「事業計画変更承認申請及び農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１２号の事業計画変更承認申請及び農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。本案件につきましては、新宮地区の農地で〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に〇〇〇〇を７００ｍ程直進したところに位置し、令和５年１２月２０日に開催された、第１３回農業委員会の議案第４８号で農地法第５条の規定によりご審議いただいたものに関係しております。 この度、事業計画変更承認申請とあわせて転用申請の提出がありましたのでご説明いたします。変更前の段階では、新宮〇〇丁目〇〇〇〇番〇外３筆の計４筆の田を京都府の事業者が太陽光発電設備設置用地に転用されるものでした。令和５年１２月許可後の１月に工事着工がなされる予定でしたが、事業者の資金調達がうまくいかず譲渡人との契約が不成立となり農地のまま手付かずとなっていました。譲渡人は相続により当該農地を取得しましたが、〇〇歳と高齢であることを理由に農地として管理していくことが困難であることから、荒廃農地となる可能性を防ぐため土地を有効活用できる太陽光発電設備を設置する意向は変わっておらず、この度譲受人となる事業者の変更と転用面積を４筆から〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇の２筆に減少して所有権移転をする話がまとまり申し出がされました。新たな譲受人は、大阪府に事業所があり西日本を中心に太陽光発電施設の施工実績が数多くあり、資金計画についても問題はないものと思われます。次に、被害防除措置計画書によると土地の造成等を行わず現状の土地利用で設置し、太陽光パネルの角度や向きを調整し周辺農地への日当たりや風通しに影響がないよう計画されています。ただし、排水については担当課からの意見照会により、河川護岸に影

	響を及ぼさないよう流末処理に留意するよう指摘があったため条件を付す必要があると思われますが、その他については周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	8月19日に事務局と現地を確認してきました。事務局からも説明がありましたとおり、当該地は農地のまま草刈りがされ保全管理がされている状況でした。今後太陽光発電設備用地として土地が活用されることで荒廃防止が見込めることや、周辺農地に影響を与えない旨の被害防除計画がされていることから事業計画変更の承認及び転用許可をすることに問題はないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第12号「事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第12号「事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第13号「事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第13号の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。本案件につきましては、新宮地区の農地で新宮〇〇丁目〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向け200m程進んだところに位置し、令和7年5月20日に開催された令和7年第4回農業委員会の議案第7号で農地法第5条の規定によりご審議いただいたものに関係しております。変更前の段階では、新宮〇〇丁目〇〇〇〇番外33筆の田畑の総面積を資材置場へ転用する申請及び許可をしておりましたが、実際の事業計画より過大な面積を申請及び許可していたため34

	筆のうち5筆について、一部面積の転用をする事業計画変更となります。工事については、令和7年7月18日付けで関係法令である宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が発令され7月22日に着工済みです。転用目的及び事業者の変更はなく、当初の事業計画どおり事業が遂行できる見込みであるため承認可能であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。なお、本件に関して5月に審議いただくにあたり、農地利用最適化推進委員による現地確認及び説明をいただいているためこの度の説明は省略することといたします。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第13号「事業計画変更承認申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第13号「事業計画変更承認申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第4、報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、6月及び7月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき報告します。報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案21ページから33ページまでのとおり、萩原地区で2件、中溝地区で1件でございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は9月22日（月）に開催予定です。議案については9月10日（水）以降に事務局から送付予定です。

	以上をもちまして、令和7年第6回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 議 長 印 署名委員 印 署名委員 印